

月報私学

9
September
2012
Vol.177

日本私立学校振興・共済事業団広報



平成24年2月に新園舎が竣工しました。田んぼやちびっこ農園でお米や四季折々の野菜の栽培、収穫をし、調理をして食の大切さを体験します。また、生き物に囲まれ、太陽や風、水や土などの自然を体いっぱいを感じ、豊かな感性を育み、命の尊さを学びます。

写真提供：学校法人 大阪東学園 大阪ひがし幼稚園（大阪府門真市）

CONTENTS

- 平成23年度 私学事業団の業務報告及び決算…………… 2
- 平成24年度 私立大学・短期大学等入学志願動向…………… 6
- 平成25年度 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる研究計画の公募…………… 8
- 私立大学等経常費補助金Q & A①…………… 9
- 検認に併せて被扶養者の再審査を行います……………10
- 定時決定にかかる確認通知書を送付します……………11
- 平成23年度 年金積立金の運用結果……………12
- 平成24年度 私学事業団海外研修旅行 冬期コースの募集／
宿泊所・保養所の年末年始宿泊予約は10月1日からです……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十三年 私学事業団の業務報告及び決算

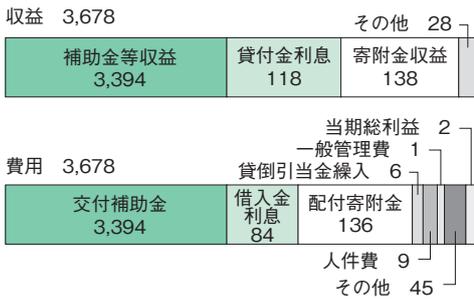
私学事業団の助成業務と共済業務における平成二十三年の業務報告及び決算の状況は次のとおりです。なお、決算は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、また、私学事業団ホームページ▼財務情報▼決算等の公告に掲載します。詳しい内容についてはそちらをご覧ください。

助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、経営支援・情報提供事業、助成事業の六つの事業を行っています。

二十三年の助成勘定における損益の状況は図のとおりです。

図 助成勘定の損益状況 (単位：億円)



※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表1 学校種別の補助金交付状況

区分	学校数	交付学校数	補助金総額	補助金の平均額	
				1校当たり	学生1人当たり
大学	600	560	311,527	556	167
短期大学	363	326	27,288	84	199
高等専門学校	3	3	567	189	298
計	966	889	339,381	382	170

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

補助事業

一六三〇法人に三、三九三億八、二二二万円を交付

国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に補助金を交付しています(表1)。

表2 貸付事業実績

区分	貸付実績	
	件数	金額
一般施設費	78	27,327
教育環境整備費	41	4,981
災害復旧費	27	6,129
公害対策費	0	0
特別施設費	10	21,715
合計	156	60,152

二十三年の貸付事業計画額一、四三六億五、四〇四万円に対し、貸付実績額は六〇一億五、一九〇万円でした。貸付金の財源は、政府出資金二八億六、六〇四万円、財政融資資金一四五億円、私学振興債券五〇億円、貸付回収金等一二四億八、五八六万円となっています。これにより、年度末の貸付金残高は六、〇三六億五、六一三万円となりました(表2)。

貸付事業

一三三法人に六〇一億五、一九〇万円を貸付

学校法人等に対し、設置する私立学校の施設設備等に要する資金、その他経営に必要な資金について貸し付けを行っています。

二十三年の補助事業計画三、三九三億八、一一二万円に対し、同額を六三〇法人、八八九校に交付しました。※補助事業の詳細は、本誌四月号(Vol.一七二)をご参照ください。

表3 寄付金の受入・配付状況

区分	実績額	
前年度繰越金(A)	10,631	
受入額	一般寄付	15,133
	現物寄付	75
	計(B)	15,208
合計	(A)+(B)=(C)	25,839
配付額	一般寄付	13,563
	現物寄付	75
	計(D)	13,638
翌年度繰越金(C)-(D)	12,201	

二十三年の受入計画額一四〇億円に対し、受入実績額は一五二億七八万円でした。これに、前年度からの繰越額を加えた二五八億三、九二五万円が学校法人に対する配付の財源となりました。これに対し、寄付金の配付実績額は一三六億三、七七九万円となり、財源との差額一二億一四六万円を次年度に繰り越しました。この寄付金の繰り越しは、年度末に受け入れた寄付金の配付が翌年度以降となったことが要因です(表3)。

受配者指定寄付金事業

一五三億七八四万円を受入

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

学術研究振興基金事業

―九四研究に二億二、九五〇万円を交付―

学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金運用益を学術研究振興資金として私立大学等の優れた学術研究に交付しています。

学術研究振興基金の二十三年度の受入計画額六〇〇万円に対し、受入実績額は三五三万円でした。昭和五十年年度創設の本基金の二十三年度末保有額は五三億八、六六二万円となっています。学術研究振興資金の二十三年度の交付計画額一億三、〇〇〇万円に対し、九四研究に一億二、九五〇万円を交付しました(表4)。

表4 学術研究振興資金 分野別交付状況

分野	件数	交付額	分野	件数	交付額
医学	20	千円 53,500	法学	2	千円 2,400
環境科学	3	3,300	経済学	8	8,800
理学	3	4,100	家政学	2	2,200
工学	4	6,900	体育学	4	2,200
農学	6	15,600	教育学	4	2,800
文学	18	17,700	若手研究者 奨励金	20	10,000
			合計	94	129,500

経営支援・情報提供事業

―私学リーダーズセミナー開催―

① 私立学校の教育条件及び経営に関する情報収集・提供

「学校法人基礎調査」等により学校法人の教育条件及び経営に関する情報収集を行い、学校法人及び関係者に対し情報を提供しました。

二十三年度は、大学・短期大学法人の理事長、学長等のリーダーを対象として、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図るための私学リーダーズセミナーを全国五会場で開催しました。

また、大学等の連携・共同の戦略的な事例を中心に、大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、「戦略的な連携・共同事例集」を作成し、ホームページに十一事例を掲載しました。

その他、全国の私立学校の財政状況を集計した「今日の私学財政(大学・短期大学編)」を発行しました。

② 私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、指導・助言

学校法人の依頼に応じて、経営改善計画の作成支援、学生募集、人件費削減等の経営上の諸課題について分析資料を提供した上で、学校法人の役員・教職員と本事業団の職員が意見交換を

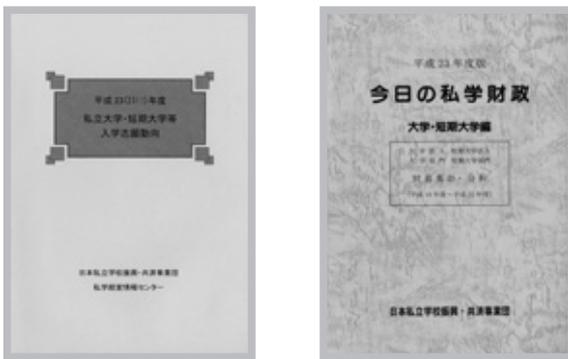
行う面談形式の経営相談を行いました。

また、経営相談以外にも会計処理等の質問や財務分析等の簡易な要望事項

に対して電話・メール等で対応しました。

二十三年度は、学校法人の経営の状況と見通しをより精緻に分析・診断することを目的として「経営判断指標の精緻化」を行い、同内容の解説を「私立学校運営の手引き(一)私学の経営分析と経営改善計画(平成二十四年三月改訂版)」として公表しました。

23年度に発行した刊行物



助成事業

―一億円を私学研修福祉会へ助成―

助成勘定の前年度利益金を財源として、私立学校教職員の資質の向上を図るために財団法人私学研修福祉会(二十四年四月一日から一般財団法人)が行う研修事業に対する助成金の交付、及び私立学校教職員の福利厚生の充実を図るために本事業団の長期給付事業(既年金者年金増額費及び長期給付整理資源)を対象として長期勘定への繰り入れを行っています。

二十三年度の計画額は、助成金の交付一億円、長期勘定への繰り入れ七、〇〇〇万円であり、これに対して助成金の交付実績は同額、長期勘定への繰り入れ実績は一億円でした(表5、6)。

表5 助成金の交付状況

区分	金額
助成金	千円 100,000

表6 長期勘定への繰入状況

区分	金額
長期勘定へ繰入	千円 100,000



共 済 業 務

共済業務では、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付の各事業）の三つの事業を行っています。

加入者数・標準給与・標準賞与

二十三年度末の加入者数は五一七、六〇七人となり、表1のとおり、前年度末より七、七五三人増加しました。掛金の算定基礎となる標準給与の平均月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表2、3のとおりです。

表1 加入者数

22年度末	23年度末	対前年度増△減	
		人数	伸び率
509,854人	517,607人	7,753人	1.53%

表2 標準給与と平均月額

22年度末	23年度末	対前年度増△減	
		金額	伸び率
378,776円	377,432円	△ 1,344円	△ 0.35%

表3 標準賞与と平均年額

22年度末	23年度末	対前年度増△減	
		金額	伸び率
1,403,232円	1,380,074円	△ 23,158円	△ 1.65%

*年度末者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末者数で除して得た数値です。

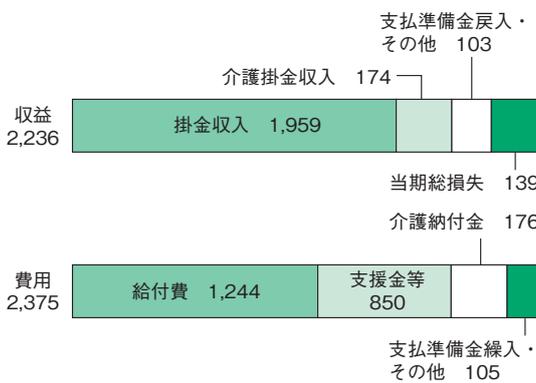
短期給付事業

介護分掛金率を引き上げました

加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付のほか、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

二十三年度の給付費は一、二四四億円で、前年度より約五・〇％増加しました。また、介護納付金が増額になったことに伴い、介護分掛金率を〇・〇六六ポイント引き上げ、〇・九八四％に改定しました（損益状況は図1）。

図1 短期給付事業の損益状況（単位：億円）



長期給付事業

年金者数は三九万人

退職共済年金・障害共済年金・遺族

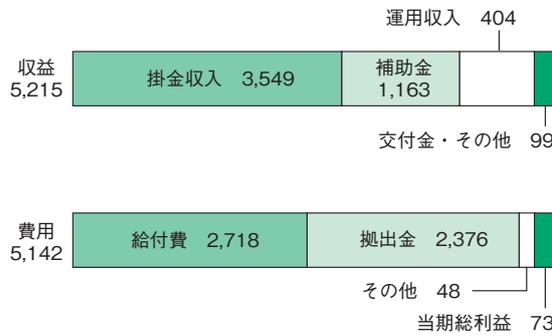
共済年金などの給付のほか、基礎年金拠出金などの納付を行っています。

二十三年度の給付費は二、七一八億円、年度末の年金者数は三八九、一七二人となりました。

二十三年度に生じた七三億円の利益金は、将来の年金支給のために積み立てることになります（損益状況は図2）。

※年金積立金の運用結果は、12ページをご覧ください。

図2 長期給付事業の損益状況（単位：億円）



その他事務費など

事務費分掛金率を引き下げました

短期給付事業と長期給付事業の事務に要する費用を賄っています。

収益は三六億円となり、そのうち国庫補助金として二億九、〇〇〇万円が

補助されました。また、加入者及び学校法人等の掛金負担の軽減を図るため、事務費分掛金率を〇・〇五ポイント引き下げ、〇・一一％に改定しました。

短期給付や長期給付の決定、加入者の資格取得・喪失・標準給与の改定や掛金額の調定などの事務に要する費用は四一億円となりました（損益状況は図3）。

図3 その他事務費等の損益状況（単位：億円）



保健事業

特定健康診査・特定保健指導実施

加入者や被扶養者の健康の保持増進を目的に、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

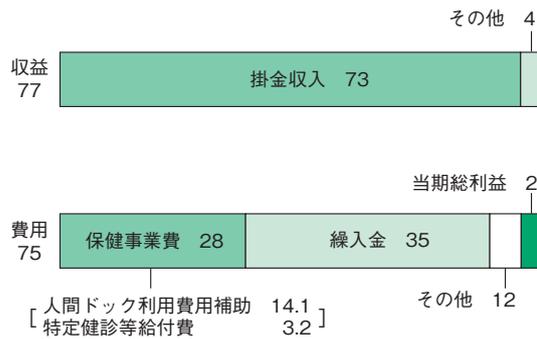
二十三年度の保健事業費は二八億円

—入院・外来とも利用者数は増加—
 東京臨海病院を運営しています。
 二十三年度の利用状況は、入院が一〇六、五八五人（対前年度比五・〇％増）、外来が二二六、五四六人（対前年度比一・八％増）となりました。
 収益は、医療事業収入が患者数の増

医療事業

※福祉分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

図4 保健事業の損益状況（単位：億円）



でした。そのうち、主なものは人間ドック利用費用補助で、保健事業費の約五％を占めています。また、特定健康診査等の給付費に三億二、〇〇〇万円、医療経理と宿泊経理への繰入金に三五億円を支出しました（図4）。

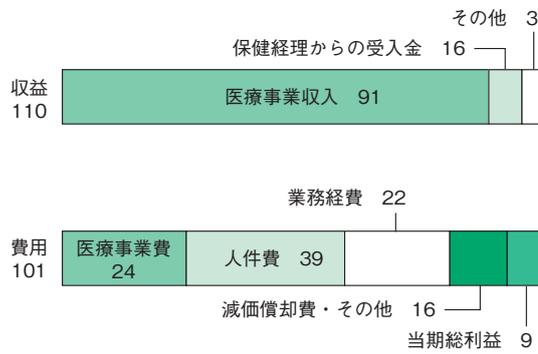
—三事業とも加入者数は増加—
 積立貯金、積立共済年金及び共済定

貯金事業

—加入者のための直営施設を運営—
 ガーデンパレスや宿泊所・保養所を全国一六か所で運営しています。
 宿泊事業収入は利用人数の減少などから前年度より二億円減少して九二億円、宿泊事業費は経費節減などから二億円減少して四二億円となりました（図6）。

宿泊事業

図5 医療事業の損益状況（単位：億円）



加などから前年度より二億円増加し九一億円となり、費用は、患者数増加による医療事業費の増加などから前年度より一億円増加し、一〇一億円となりました（図5）。

—貸付残高は七〇九億円—
 二十三年度の加入者貸付の決定件数は五、四九七件（対前年度比四七一件減）、決定金額は一〇四億円（対前年度比一〇億円減）と、件数・金額とも減少しました。
 また、新規貸付けよりも償還される金額が上回ったために、年度末の貸付残高は前年度末よりも八二億円減少し、

貸付事業

—貸付残高は七〇九億円—
 期保険の事業を行っています。
 積立貯金の年度末の加入者は一八二、〇六〇人、貯金残高は八、九五九億円となっています。積立共済年金の加入者は三三、三〇九人、共済定期保険の加入者は五八、〇一三人となりました（損益状況は図7）。

図6 宿泊事業の損益状況（単位：億円）

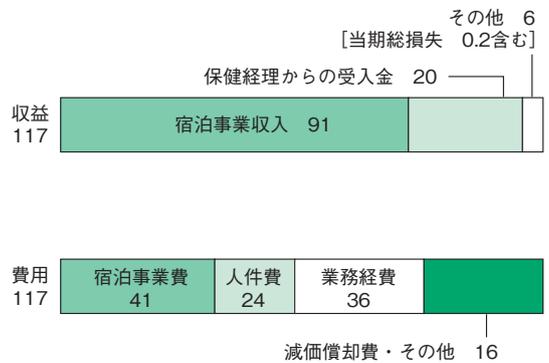


図8 貸付事業の損益状況（単位：億円）



図7 貯金事業の損益状況（単位：億円）



七〇九億円となりました（損益状況は図8）。

平成二十四年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

はじめに

私学経営情報センターでは、平成二十四年度学校法人基礎調査から、私立大学及び短期大学の入学志願動向を集計しました。結果は「平成二十四年度私立大学・短期大学等入学志願動向」にまとめ、八月下旬に各学校法人に送付しました。

ここでは、二十三年度と二十四年度の志願倍率（志願者数／入学定員）と入学定員充足率（入学者数／入学定員）の状況、学校所在地の地域別の動向、最近十年間の定員未充足状況をまとめました。

通信教育と学生募集を停止した学校・学部・学科は除いています。

また、詳しくは、私学事業団ホームページ▼助成業務▼経営支援・情報提供▼私立大学・短期大学等入学志願動向をご覧ください。

大学の概況（表1）

二十四年度の集計学校数は五七七校と、前年度より五校増加しました。前年度に比べて志願者数は約一万一、七〇〇人、受験者数は約一万六、

表1 大学の概況

区分	23年度	24年度	増減
集計学校数	572校	577校	5校
入学定員	452,997人	455,790人	2,793人 (0.6%)
志願者	3,210,052人	3,198,325人	△11,727人 (△0.4%)
受験者	3,091,333人	3,074,755人	△16,578人 (△0.5%)
合格者	1,079,546人	1,117,800人	38,254人 (3.5%)
入学者	481,959人	474,892人	△7,067人 (△1.5%)
志願倍率	7.09倍	7.02倍	△0.07ポイント
合格率	34.92%	36.35%	1.43ポイント
歩留率	44.64%	42.48%	△2.16ポイント
入学定員充足率	106.39%	104.19%	△2.20ポイント

※志願倍率（志願者÷入学定員）、合格率（合格者÷受験者）、歩留率（入学者÷合格者）、入学定員充足率（入学者÷入学定員）

表2 大学地域別の動向

区分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
北海道	校	校	倍	倍	%	%
東北 (宮城を除く)	21	21	2.16	1.91	82.22	75.03
宮城	11	11	3.66	3.42	110.55	102.44
関東 (埼玉・千葉・東京・神奈川を除く)	22	22	3.58	3.59	104.73	101.07
埼玉	26	26	3.77	3.75	107.95	104.98
千葉	26	27	3.66	4.23	100.92	97.77
東京	111	112	9.97	9.74	112.02	110.86
神奈川	23	24	4.83	5.54	105.01	104.90
甲信越	21	21	2.13	2.21	96.97	94.84
北陸	11	11	3.54	3.60	98.52	100.49
東海 (愛知を除く)	22	22	2.98	3.00	97.29	94.70
愛知	41	41	6.39	6.48	107.04	104.48
近畿 (京都・大阪・兵庫を除く)	11	12	4.55	4.73	98.51	93.74
京都	25	26	9.15	9.35	106.77	104.48
大阪	48	49	8.20	7.65	107.09	104.18
兵庫	32	32	6.74	6.55	101.08	101.91
中国 (広島を除く)	22	21	2.74	2.78	95.47	92.62
広島	15	15	3.46	3.51	97.71	93.18
四国	7	7	2.74	2.52	87.74	86.27
九州 (福岡を除く)	28	28	2.31	2.20	96.69	91.51
福岡	26	26	5.66	5.59	107.00	100.09
合計	572	577	7.09	7.02	106.39	104.19

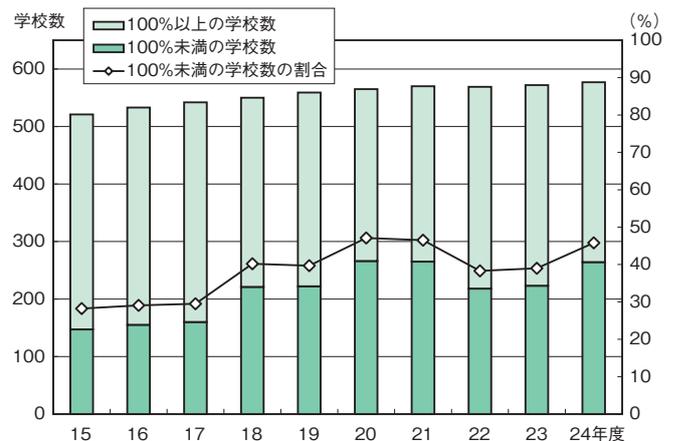
六〇〇人減少しました。また、入学定員の約二、八〇〇人の増加に対し、入学者数は約七、一〇〇人減少しました。この結果、入学定員充足率は一〇四・一九％となり、前年度に比べて二・二〇ポイント下降しました。

○地域別の動向（表2）
前年度と比較して、北陸の地域で志願倍率と入学定員充足率がともに上昇

し、北海道、関東、千葉、神奈川、甲信越、東海、愛知、近畿、京都、中国、広島においては志願倍率が上昇し、兵庫においては入学定員充足率が上昇しました。

○定員未充足状況（図1）
最近十年の状況を見ると、十五年度は、入学定員充足率が一〇〇％未

図1 最近10年の定員未充足状況（大学）



年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
100%以上の学校数	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313
100%未満の学校数	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264
(うち50%未満の学校数)	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18
(100%未満の割合)	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%
合 計	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577

○定員未充足状況(図2)
最近十年の状況を見ると、十五年度は、入学定員充足率が100%未満の

○地域別の動向(表5)
前年度と比較して、東京、甲信越、北陸の地域で志願倍率と入学定員充足率がともに上昇しました。

この結果、入学定員充足率は八八・四%となり、前年度に比べて一・五九ポイント下降しました。

二十年度の集計学校数は三三〇校で、前年度より八校減少しました。

短期大学の概況(表4)

大学院の概況は、表3のとおりです。

なお、五〇%未満の学校数は十八校となり、前年度の十六校から二校増加しました。

また、全体に占める割合も前年度に比べて六・八ポイント上昇し、四五・八%となりました。

また、全体に占める割合も前年度に比べて五校増加し、二三〇校となりました。

表5 短期大学地域別の動向

区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
北海道	15校	15校	1.22倍	1.12倍	85.74%	83.46%
東北	23	22	1.35	1.24	92.68	86.19
北関東	18	17	1.05	0.97	87.48	81.83
南関東(東京除く)	38	37	1.29	1.28	93.86	92.93
東京	43	42	1.88	2.02	92.31	94.14
甲信越	15	15	1.17	1.24	88.09	91.60
北陸	10	9	1.36	1.53	92.85	93.59
東海	38	38	1.58	1.50	89.48	86.88
近畿(京都・大阪除く)	26	25	2.01	1.94	96.42	92.99
京都・大阪	42	40	1.25	1.23	85.39	84.93
中国	20	20	1.36	1.31	88.65	85.32
四国	11	11	1.18	1.13	83.57	83.00
九州	39	39	1.10	1.09	86.46	83.61
合計	338	330	1.42	1.40	89.63	88.04

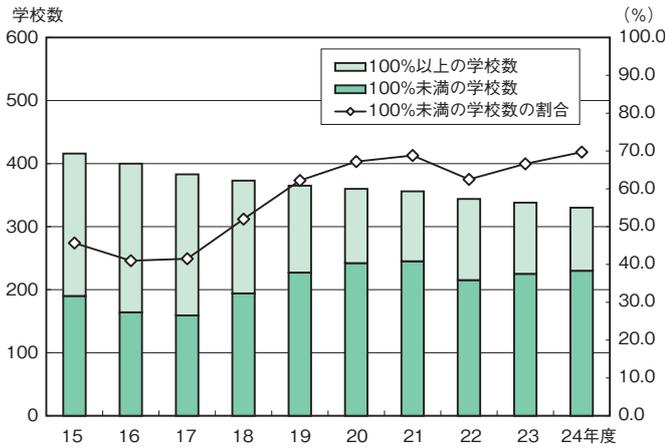
お問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター
〒103(三三三)七八四四・七八四五
Eメール center@shigaku.go.jp

学校は一九〇校で、全体の四五・七%の割合でした。その後、一〇〇%未満の学校数は減少したものの十八年度から増加に転じ、二十四年度は、前年度に比べて五校増加し、二三〇校となりました。

また、全体に占める割合も前年度に比べて三・一ポイント上昇し、六九・七%となりました。

なお、五〇%未満の学校数は前年度と同数である一六校となりました。

図2 最近10年の定員未充足状況(短期大学)



年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
100%以上の学校数	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100
100%未満の学校数	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230
(うち50%未満の学校数)	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16
(100%未満の割合)	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%
合 計	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330

表3 大学院の概況

区 分	修士課程及び博士前期課程専門職学位課程	うち法科大学院	うち専門職大学院(法科大学院を除く)	博士後期課程及び博士課程
入学定員	41,856人	3,011人	3,258人	8,155人
志願者	59,063人	11,404人	4,564人	5,402人
受験者	56,440人	10,512人	4,453人	5,307人
合格者	38,291人	4,217人	3,245人	4,589人
入学者	32,118人	1,838人	2,825人	4,409人
志願倍率	1.41倍	3.79倍	1.40倍	0.66倍
合格率	67.84%	40.12%	72.87%	86.47%
歩留率	83.88%	43.59%	87.06%	96.08%
入学定員充足率	76.73%	61.04%	86.71%	54.06%

※志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

表4 短期大学の概況

区 分	23年度	24年度	増 減
集計学校数	338校	330校	△8校
入学定員	72,369人	68,919人	△3,450人(△4.8%)
志願者	102,701人	96,659人	△6,042人(△5.9%)
受験者	100,580人	94,671人	△5,909人(△5.9%)
合格者	79,858人	74,912人	△4,946人(△6.2%)
入学者	64,862人	60,675人	△4,187人(△6.5%)
志願倍率	1.42倍	1.40倍	△0.02ポイント
合格率	79.40%	79.13%	△0.27ポイント
歩留率	81.22%	81.00%	△0.22ポイント
入学定員充足率	89.63%	88.04%	△1.59ポイント

※志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)



**平成二十五年度
学術研究振興資金及び
若手研究者奨励金にかかる
研究計画の公募**

私学事業団では、広く一般から寄付金を募り、「学術研究振興基金」を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」として、大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）の優れた研究に交付しています。

平成二十五年度の公募概要は、次のとおりです。

学術研究振興資金

1 対象研究

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究で、次の①②の両方を満たす研究です（複合領域に属する研究については、前述(1)及び(2)のいずれかに含まれます）。

①私立大学等（研究所の研究を含む）に所属する研究者（教職員）が二人以上で共同して行う研究であること。ただし、研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。また、研究代表者以外にもう一名、私立大学等（他法人設置でも可）に所属する研究者（非常勤教職員でも可）がいること。

②二十五年四月一日現在で、一年以上の研究実績があること。

2 研究期間

二十五年四月一日から二十六年三月三十一日までの研究が対象です。

3 資金交付総額

総額一億一、五〇〇万円を予定しています。

交付額は、研究にかかる対象経費（資金交付希望額+学校法人の負担額）の二分の一以内とし、自然科学系の研究は七五〇万円、その他の研究は四〇〇万円が上限です。また、学校法人の負担額は、資金交付希望額と同額以上が必要で

4 継続交付

当該研究の進捗状況に応じて継続して三年間応募し、資金交付を受けることができますが、選考は毎年改めて行います。

5 応募

私立大学等二校について、「新規」「継続」を問わず一件の応募となります。応募の際は、学校法人の理事長及び学（校）長連名の「推薦書」が必要です。

若手研究者奨励金

1 対象分野

生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野です。

2 対象者等

私立大学等に所属する、二十五年四月一日現在三十九歳以下で、二十四年

十月一日現在、助教又はポスト・ドクターが一人で行う研究です。

ただし、二十四年十月一日現在、科学研究費補助金「若手研究(S・A・B)」に、新規・継続にかかわらず採択されていない者及び日本学術振興会特別研究員ではない者です。

3 研究期間

二十五年四月一日から二十六年三月三十一日までに行う研究が対象です。

4 奨励金額

総額一、五〇〇万円を予定しています。一人当たりの交付額は、一律五〇万円の予定です（学校法人負担額は不要）。

5 応募

一学校一名の応募とします。研究者個人ではなく、学校法人を通して応募してください。

なお、応募の際には、所属私立大学等の学長又は学部長（短期大学・高等専門学校にあつては学科長）の「推薦書」が必要です。

共通事項

1 選考結果及び交付時期

選考結果は、二十五年三月上旬に当該学校法人に通知します。また、資金の交付は、二十五年五月下旬を予定しています。

2 研究計画書の提出期限

二十四年十月二十六日（金）

※「研究計画の公募通知」は、二十四年八月下旬に、該当する法人あてに郵送しています。

詳細は、私学事業団ホームページをご覧のうえ、公募様式をダウンロードしてご使用ください。

〔助成業務〕学術研究振興資金〔平成二十五年度学術研究振興資金公募様式等〕及び「平成二十五年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）公募様式等」

（参考）平成24年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金 採択状況

区 分		応募件数 (件)	採択件数 (件)	採択率 (%)
新規・継続別	新 規	130	43	33.1
	継 続 2 年 目	27	20	74.1
	継 続 3 年 目	12	8	66.7
学校種別	大 学	155	69	44.5
	短 期 大 学 (高等専門学校を含む)	14	2	14.3
審査部門別 研究分野※	人 文 ・ 社 会 科 学 系	66	28	42.4
	理 工 系 ・ 農 学 系	42	18	42.9
	生 物 学 系 ・ 医 学 系	61	25	41.0
学術研究振興資金 合計		169	71	42.0
若手研究者奨励金		79	30	38.0

※複合領域に属する研究については、3部門のいずれかに含まれています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎〇三(二三三〇)七三六・七三九
Eメール kifukin@shingaku.go.jp

私立大学等経常費補助金Q&A①

学校法人から、補助金課に寄せられた質問をQ&A形式でご紹介します。

一般補助

学生定員・現員調査票

Q 退学・除籍した学生を、当該年度の五月二日以降に開催した教授会で再入学・復籍を決定し、復籍日を五月一日以前に遡及した場合、は五月一日現在の人数に含めてよいですか。

A 退学・除籍した場合の日付の考え方と同様に、再入学・復籍の決定を行った教授会等の日付で判断し、遡及は考慮しませんので、この場合、五月一日現在の学生数に含めることはできません。

留年者調査票

Q 留年者調査票の「一年留年者」について、編入学定員を設けず、「若干名」等で受け入れている学生が修業年限を超えている場合は対象となりますか。

A 「一年留年者（編入者含）」の全

体の数には、定員を設けずに受け入れている編入者についても修業年限を超える期間が一年以内の留年者については含めます。

ただし、「左のうち編入者」の欄には編入学定員に対応しない編入者は含めません。

専任教員等個人票

Q 専任教員等個人票の「大学院担当」の欄について、五月一日時点の時間割等で予定を確認し、大学院を担当する者として申請したが、その後担当しないこととなった場合は訂正の必要はありますか。

A 一週間当たりの授業時間数と同様に、基準日である五月一日時点での状況で、大学院の担当教員であるのか、または担当教員でないのかについて確認しますので、その後の変更による訂正は必要ありません。

情報の公表にかかる保管資料

Q 情報の公表にかかる調査において、公表を確認できる資料として、どのような資料を保管すればよいですか。

A この調査では、当該年度の十月一日までにホームページ等で情報の公表を実施している場合が対象となります。これを示す資料としては、情報を掲載しているホームページを、日付を表示した状態で印刷したもの等を保管してください。

特別補助

未来経営戦略推進経費の申請要件

Q 未来経営戦略推進経費（経営基盤強化、ガバナンス改革）において、GPに採択された取り組みを申請することは可能ですか。

A 申請要件において、GPで採択された取り組みの申請は不可とされています。GPに採択された取り組みを申請することは可能です。ただし、申請にあたっては、法人全体もしくは学内の「経営基盤強化」「ガバナンス改革」を主軸とした関連性を説明する必要があります。また、理事会の承認及び法人全

体もしくは学内での共通認識が形成されていることも要件になります。これらを踏まえた形の取り組みが申請の対象となります。

※未来経営戦略推進経費の採択にあたっては、有識者による審査を行います。GP用に作成した書類をそのまま転用して、未来経営戦略推進経費（経営基盤強化、ガバナンス改革）に申請することは、趣旨に沿いませんのでご注意ください。

授業料減免等支援経費にかかる家計基準

Q 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実の家計基準について、給与所得とそれ以外の所得の両方がある場合は、どのように計算すればよいですか。

A 源泉徴収票の支払金額と確定申告等の所得金額を合計します。八四一万円以下であれば、申請の対象となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎〇三(三三三)七二〇〇〜七三〇二

七三〇六〜七三〇八

特別補助

☎〇三(三三三)七二〇三〜七三〇五

七三〇九〜七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

検認に併せて 被扶養者の再審査 を行います

業務部 資格課

私学事業団では、加入者証・加入者被扶養者証について毎年検認を行うこととしています。検認は、学校法人等が加入者証や加入者被扶養者証の内容に誤りがないかや被扶養者としての要件を備えているかを確認し、本事業団へ報告していただくものです。

今年度から加入者証等の検認の際に「被扶養者再審査」(全国を二ブロックに分けて二年に一度被扶養者の要件を満たしているかどうかについて書類により確認します)を併せて行います。

東日本ブロック

(県コード01~15)

二十四年度に行う検認と被扶養者再審査の実施概要は次のとおりです。

実施日程

- ①通知文等送付 九月十日～十四日
- ②提出物締め切り 十一月十五日
- ③再審査結果通知 二月六日～八日

再審査対象者

平成二十三年十二月三十一日以前に被扶養者認定されている次の①②③がい

れかに該当する人

- ①平成六年四月一日以前に出生した被扶養者(平成二十五年二月一日までに七十五歳を迎える被扶養者又は七十五歳を迎える加入者の被扶養者を除く)

- ②同居が認定の条件となっている被扶養者

※再審査対象とならない被扶養者は、検認対象となります。

実施方法

- ①再審査

再審査の対象となる被扶養者がいる加入者には「被扶養者再審査回答書」(以下「回答書」といいます)を送ります。加入者は、「回答書」に被扶養者要件にかかる事項について記入・押印して被扶養者の現況を報告していただきます。回答書には、特に確認のための書類を添付する必要はありません。ただし、本事業団が必要と認められた場合は、確認のための書類を提出していただく場合があります。

回答書は、学校法人等が回収し取りまとめてください。回答書の提出がない場合は、被扶養者として継続認定できません(被扶養者取り消しとなります)。必ず回答書を回収してください。回答書の回収結果を「加入者証等検認・被扶養者再審査結果報告書」(以下「結果報告書」といいます)に記入し、回答書とともに本事業団へ提出してください。

- ②検認

再審査の対象とならない被扶養者がいる加入者又は被扶養者がいない加入者には「加入者証・加入者被扶養者証検認表」を送ります。学校法人等が加入者に内容を確認してその結果を「結果報告書」に記入し、本事業団へ提出してください。

なお、内容に訂正等がある場合は所定の用紙により、被扶養者の要件を欠いている場合は「被扶養者取消申請書」により、本事業団に手続きをするよう加入者にご指導ください。

再審査で確認する内容

加入者が、被扶養者の年収及び加入者との同居・別居についての状況を回答書に記入してください。

- ①六十歳未満の被扶養者又は六十歳以上で年金を受給していない被扶養者
 年収(※)が百三十万円未満であること
 (所得証明書等により確認してください)
- ②六十歳未満で障害を事由とする年金を受給している被扶養者又は六十歳以上で年金を受給している被扶養者
 年収(※)が百八十万円未満であること
 (年金改定通知書及び所得証明書等により確認してください)

- ③同居を条件に認定されている被扶養者
 住民票等で同一住所となっていること
 (住民票等により確認してください)
 (※所得税法上の「所得」とは異なり)

す。給与・年金は諸控除前の収入金額ですが、事業所得などは必要経費を控除した後の額となります。

回答書と併せて回答書の記入例を、加入者一人につき一枚ずつ学校法人等に送付します。また、私学共済ホームページ(きょうさいトピックス)にも掲載しています。

被扶養者の要件を欠いたとき

被扶養者の状況について確認した結果、被扶養者の要件を欠くことが分かった場合は、「被扶養者取消申請書」により手続きをするよう加入者にご指導ください(再審査対象者については回答書の提出も必要です)。

また、年収が被扶養者の限度額以内であっても社会保険に本人で加入している人は被扶養者の取り消しとなりますので、給与収入がある被扶養者は社会保険の加入についても今一度確認するよう加入者にご指導ください。特に被扶養配偶者の国民年金第三号被保険者の期間不整合が見受けられますのでご注意ください。

西日本ブロック

(県コード16~47)

二十四年度は、従前の方法による検認を行います。実施については本誌十一月号であらためてお知らせします。

定時決定にかかる 確認通知書を送付します

業務部 資格課

◆「確認通知書(2)」の表示

「確認通知書(2)」では、どのように定時決定をしたかについて異動内容欄で次のように表示しています。

定時決定

・「標準給与基礎届書」の報告に基づき四月、五月及び六月の給与の平均額で標準給与を決定した場合

定時決定(年平均額)

・「標準給与基礎届書」及び「年平均額にかかる申立書・同意書」に基づき前年七月から当年六月の給与の平均額で決定した場合

定時決定不要者

・平成二十四年六月一日から八月三十一日までに資格取得した場合(所属学校変更者を除きます)
↓資格取得時の給与額で決定
・二十四年七月又は八月に標準給与が改定になった場合
↓標準給与と改定の給与額で決定

定時決定(保険者決定)

・「標準給与基礎届書」が未提出又は記入漏れのため、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準給与で決定した場合
・育児休業等取得中のため、現に確認されている直近の標準給与で決定し

た場合

◆「確認通知書(2)」の給与が誤っている場合

「確認通知書(2)」の給与月額等の内容を確認してください。報告した内容に訂正がある場合は「給与訂正申出書」を提出してください。

◆決定した標準給与の月額の有効期間

今回確認された標準給与の月額は、二十四年九月から二十五年八月まで適用され、毎月の掛金や年金・給付金等の算定基礎となります。

◆後期高齢者医療制度に該当する人の「確認通知書(2)」の表示等

七十五歳以上の人及び七十歳以上七十五歳未満で広域連合から障害状態にあると認定された人は、「確認通知書(2)」に長期の等級及び標準給与を表示してありますが、掛金の徴収はありません。

今回送付する定時決定の「確認通知書(2)」を含め、本事業団が確認通知する内容は、将来の年金給付等の基礎となる重要なものです。通知内容が報告内容と相違ないか必ず確認するとともに、加入者本人にもその内容を確認していただくよう、周知をお願いします。

七月十日までに提出のあった「標準給与基礎届書」(磁気媒体によるものを含みます)による定時決定の「確認通知書(2)」を、九月中旬に学校法人等へ送付します。「確認通知書(2)」は学校法人用と加入者用の二種類になっていますので、加入者に必ず渡してください。

学校法人用の異動報告内容欄に***印のある人

届け出のあった給与の平均額が、現に確認されている標準給与の月額に比べて二等級以上の差が生じている人に表示しています。

次の要件に該当する場合は、標準給与の改定を届け出る必要がありますので、「標準給与改定届書」を至急提出してください。

- ①昇給等によって固定的給与(基本給、扶養手当等)が変動した場合
〔事例〕四月に昇給して固定的給与が変動し、四月、五月及び六月の給与の平均額が現に確認されている標準給与の月額に比べ二等級以上あがっている場合
↓算定基礎月を四月、五月、六月と記入し、七月改定として届け出てください。
- ②さかのぼってベース改定が行われた場合
差額支給のあった月(新ベースでの支給を開始した月)を変動月(算定基礎月の最初の月)とします。

〔事例〕四月にさかのぼってその差額が五月に支給された場合
↓変動月は五月になるため、算定基礎月を五月、六月、七月として差額を除いた改定後の給与を記入し、八月改定として届け出てください。二十四年四月に資格取得した人も八月改定となります。

(注) 七月以降に四月などにさかのぼってベース改定が行われた場合は差額支給のあった月(七月以降新ベースでの支給を開始した月)を変動月としますので、四月にさかのぼった標準給与の改定や定時決定の訂正は必要ありません。ただし、変動月から三か月の給与の平均額が今回確認された定時決定に比べ二等級以上の増減がある場合は標準給与の改定として届け出てください。

*非固定的給与(残業手当、宿日直手当等)のみの変動で、固定的給与の変動がない場合は、標準給与の改定を届け出る必要はありません。

平成二十三年度 年金積立金の運用結果

資産運用室

年金積立金の運用目的・基本方針と、平成二十三年度の運用結果をお知らせします。運用結果等の詳しい内容は、後日、私学共済ホームページ（「ディスクロージャー」▼年金資産の運用）に掲載します。

年金積立金の 運用目的・基本方針

効率的な資産配分

私学事業団の年金積立金は、年金を将来にわたり確実に支給するために、長期的な観点に立って安全かつ効率的に運用することとしています。

このため、本事業団では「長期勘定の余裕金の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）を策定しています。基本方針では、明確な運用目標を設定し、基本ポートフォリオ（効率的な資産配分）を定め、たうえで株式など複数の資産に分散して投資していただきます。

二十三年度の運用環境

環境が一変した震災の影響

国内市場は、原発事故に伴う電力不足の影響により企業業績が悪化しましたが、復興需要が具体化するに従って、いったんは回復基調を見せました。

世界的には欧州財政危機問題の再燃、米国の連邦準備債務の上限引き上げ交渉が難航したことによる混乱、新興諸国も先進国の不安定さに引きずられるように成長がやや鈍化する兆しが見えたことなど、様々な要因が絡み合い金融市場が揺さぶり続けられることとなりました。このため、安全資産として円が買われ、円高が続き、政府・日銀が為替介入しましたが、効果は限定的であったため、国内株式は低調に推移しました。

年明け以降、米国や中国で経済指標の改善傾向が鮮明となり、為替が円安に反転し、国内株式の株価が一万円台を回復するなど、年度末に向けて市場環境が改善しました。しかし、金融市場全体としては、米国経済の回復を基調とした好材料はあったものの、欧州債務問題が再燃するたびに下落局面を迎えるといった不安定な運用環境でした。

こうした運用環境を受け、利回り確保の観点から、主に、国内債券の十年債、二十年債を中心に投資を行いました。その他の資産については、基本ポートフォリオ資産配分との乖離状況に注意を払い、資産管理を行いました。

二十三年度の投資行動

国内債券を中心に投資

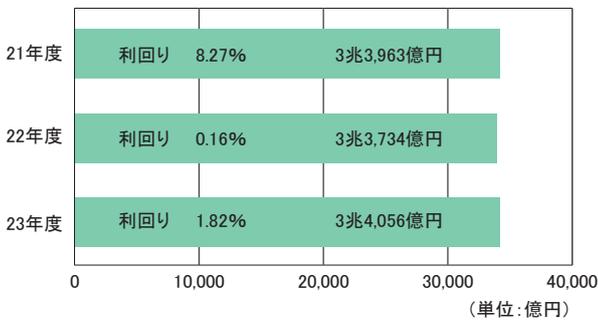
こうした運用環境を受け、利回り確保の観点から、主に、国内債券の十年債、二十年債を中心に投資を行いました。その他の資産については、基本ポートフォリオ資産配分との乖離状況に注意を払い、資産管理を行いました。

二十三年度の運用結果

運用利回りは一・八二%

年度末時点では、内外株式の回復、為替の円安基調もあり、基本ポートフォリオの資産配分に対し、国内債券は△二・七%、外国株式は一・四%乖離した構成となりました。

過去3年間の年金積立金の残高と運用利回りの推移



(注) 利回りは修正総合利回り・金額は時価

年金積立金の構成割合・残高と資産別利回り

(単位：億円)

区分	基本ポートフォリオ		平成23年度末					
	資産配分	許容乖離幅	簿価	時価	評価損益	時価構成比	乖離幅	資産別運用利回り
国内債券	65%	±9%	20,655	21,217	562	62.3%	△2.7%	1.93%
国内株式	10%	±3%	3,919	3,300	△619	9.7%	△0.3%	1.23%
外国債券	10%	±3%	3,603	3,415	△188	10.0%	0.0%	4.68%
外国株式	10%	±3%	3,725	3,870	145	11.4%	1.4%	△0.06%
短期資産	5%	—	2,254	2,254	0	6.6%	1.6%	0.12%
合計	100%	—	34,156	34,056	△100	100.0%	—	1.82%

*国内債券の中に貸付金等を含みます。

この結果、二十三年度の運用利回りは一・八二%となりました。運用利回りは、年度末一時点の時価評価を反映させたものではあるものの、前年度からの回復基調を反映した利回りとなりました。今後も、基本ポートフォリオに基づく資産運用を基本としつつ、市場の動向に注意を払い慎重かつ効率的な運用を心掛けていきます。

平成24年度 私学事業団海外研修旅行 冬期コースの募集

冬期コース申込受付期間 平成24年9月3日（月）～10月5日（金）（必着）

夏期コースでは多数のご応募ありがとうございました。冬期も内容豊富な2コース（全行程で添乗員同行）を企画しています。ぜひ、見聞・視野を広げる機会としてご参加ください。 ※両コースとも成田空港発です。

A-6コース	南イタリア周遊教養の旅
旅行期間	12月26日(水)～1月2日(水)
日数	8日間
旅行代金	202,000円
一人部屋追加料金	68,000円

A-7コース	南フランス周遊教養の旅
旅行期間	12月27日(木)～1月3日(木)
日数	8日間
旅行代金	196,000円
一人部屋追加料金	68,000円

〔注〕上記旅行代金のほかに、航空各社ごとに決められる「燃油サーチャージ」がかかります。パンフレットの「ご旅行条件」を確認いただき、詳細については、下記主催旅行会社へお問い合わせください。

参加資格

加入者（任意継続加入者を含みます）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫

- 旅行スケジュールに耐えられる程度に健康な人に限ります。
- 18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

募集人員

各コースとも30名（最少催行人員15名）

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定します（先着順ではありません）。抽選結果は締め切り日以後1週間以内に文書で連絡いたします。

申し込み方法

パンフレット・申込書を主催旅行会社から取り寄せ、申込書に必要事項を記入のうえ、下記申込書送付先（2人以上で参加される場合は必ずまとめて）に送付してください（FAX不可）。

申込時の注意

- 旅行の参加に際し、健康上申し出ることがある人は、参加申込書の裏面の「健康アンケート」に必要事項を記入してください（後日、医師の診断書の提出をお願いする場合があります）。
- 申し込みは1人1回、1コースのみとします。夏期コースに参加された方は冬期コースへの申し込みはできません。
- 本研修旅行は自由研修時間を除いて同一行動をしていただきます。参加者の都合による各種変更（予定観光等の不参加や航空座席種類の変更など）はできませんのでご了承ください。



◎パンフレット・申込書のお取り寄せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19
 虎ノ門マリビル11階
 株式会社 日本旅行 公務法人営業部
 「私学事業団 海外研修旅行」係
 ☎ 03(5402)6421 FAX 03(3437)3955
 e-mail : shigaku_kaigai@nta.co.jp
 営業時間 9 : 30～17 : 30（土・日・祝日休み）

◎申込書送付先

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
 私学事業団 福祉部保健課

詳しくは海外研修旅行パンフレット及び私学共済ホームページ〔とくとく情報▶全国共通〕をご覧ください

宿泊所・保養所の年末年始宿泊予約は10月1日からです

宿泊所・保養所の12月31日と1月の宿泊予約は、10月1日（月）から受け付けます。

施設によっては予約の電話が午前中に集中し、かかりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、年末年始は特別料金となりますので、右の料金表をご参照ください。

年末年始期間中（12月31日～1月3日）の料金

施設名	電話番号	料金（1泊2食）	
		大人	子供
湯河原 敷島館	0465(63)3755	15,900円	9,450円
箱根 対岳荘	0460(82)2094	16,900円	9,900円
鎌倉 あじさい荘	0467(22)3506	12,000円	7,500円
葉山 相洋閣	046(875)7300	13,800円	8,000円
金沢 兼六荘	076(232)1239	12,000円	
志賀高原 やまゆり荘	0269(34)2102	9,240円	5,460円
軽井沢 すずかる荘	0267(45)7311	13,500円	8,000円
京都 白河院	075(761)0201	16,600円	9,800円

※子ども料金は3歳以上小学生までが対象です。



〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

本誌六月号で概要をお知らせしました「被用者年金制度一元化法案」が、八月十日参議院本会議において消費増税法案とともに可決され、平成二十七年十月から公務員及び私学教職員の年金制度は、厚生年金と一元化されることになりました。【企画室】

積立貯金の後期募集が始まります 申込受付期間 9月26日(水)～10月25日(木)

新たに積立貯金の加入を希望する人、又はすでに加入している人で、積立金額の変更や中断をしている積み立ての復活を希望する場合は、上記の申込受付期間内に手続きしてください。

◆制度のあらまし

- 利率 年0.60% (半年複利・8月1日現在)
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法
 - ①定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
 - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て

※臨時積立金のみ積み立てはできません。

●今回の申し込みによる積み立て開始

11月の給与から(払込期限は12月10日(月))

◆申し込み方法

次の所定用紙で申し込んでください。

- 新規加入「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活「積立中断・復活届書」

共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込受付期間内に提出してください。

◆提出先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便神田支店私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

アイリスプランの募集

私学事業団では、教職員生涯福祉財団と提携して教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。

詳しくは9月中旬に学校法人等に送付する募集パンフレットをご覧ください。

◆専用フリーダイヤル ☎0120(844)022

受付 月曜日から金曜日(祝日は除きます)

時間 9:00～17:15

【保健課】

平成24年度特定健康診査にかかる 健診結果データの提出期限

平成24年度の定期健康診断が終了している学校法人等は、特定健康診査にかかる健診結果データを取りまとめ、10月1日(月)までに提出してください。

提出の際は、事務の効率化及び記載不備を防止するため、できるだけ私学事業団のフォーマットによりデータを作成していただくようにご協力ください。

詳しくは、6月下旬に送付しました「40歳からの元気をサポートする 特定健診・特定保健指導」6～13ページをご覧ください。【保健課】

貸付けの申し込み締め切りに ご注意ください

10月2日送金分は9月14日(金)、10月22日送金分は9月28日(金)が締め切りとなります。通常の締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。【貸付課】

年金者向広報「共済だより」を年金者あてに9月中旬に送付します。学校法人等には、事務担当者用として1部を「レター」9月号に同封して送付しています。【広報班】

9月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 8月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
26日(水)	貯金 後期加入者申し込み開始
28日(金)	掛金 8月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 10月22日送金申し込み締め切り

10月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 8月分納期限 特定健康 診査健診結果データ提出期限(第1回目)
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 9月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員の就任及び退任のお知らせ

◆共済審査会委員

(平成24年8月31日付)

退任 川村 仁弘

退任 町田 信夫

(平成24年9月1日付)

新任 諸星 裕美

新任 吉野 英治

再任 飯岡 利通

再任 大竹 則雄

再任 木内 秀樹

再任 佐々木 順司

再任 鈴木 勇二

再任 三友 宏

再任 和智 紀朗

お見舞い

先の平成24年7月九州地方における局地的大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災された学校法人等の一日も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、私学事業団といたしましても全力で支援に努めてまいります。

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成24年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付する「償還年次表」、及び先日送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに本事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「払込通知書」に記載の法人番号と法人名を通信欄にご記入のうえ、振り込みを行ってください。
- ③償還金は、必ず「学校法人単位」で一括して振り込んでください(設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。

※特に9月は約定償還月にあたります。お忘れのないようお願いいたします。

融資部 融資課

☎03(3230)7869~7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください(一部、紙媒体での提出の場合があります)。

9月は、一般補助の「学校法人経営状況調査票」を掲載予定です。

助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

助成部 補助金課

☎03(3230)7300~7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「学術研究振興基金」への寄付のお願い

今月号で公募のご案内をしている「学術研究振興基金」は、私学事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、この運用益を私立大学等の優れた学術研究に対して交付するものです。

「学術研究振興基金」の原資に当たる「学術研究振興基金」は、昭和50年に設立され、企業・団体や個人の篤志家等からの寄付金により、平成24年7月末現在で53億9,165万円となっています。

私学における学術研究の発展や、若手研究者の奨励にも寄与のできるこの「学術研究振興基金」への皆様からのご寄付をぜひお願いします。

※本基金への募金協力についての詳細は、私学事業団ホームページ「募金協力へのお願い」に掲載していますので、ご参照ください(助成業務▶寄付金▶募金協力へのお願い)。

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

秋の博多に来てんしゃい!!

加入者限定「新・博多の味フランチ」

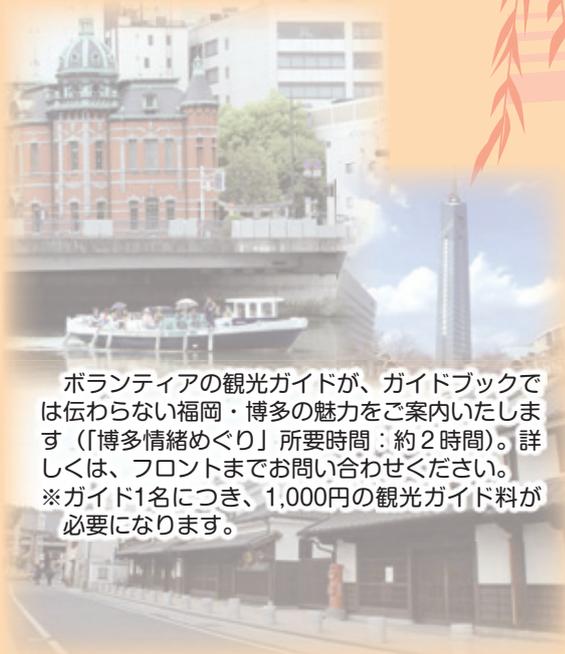
1泊2食 2名1室(1名様) **8,500円**

夕食は、料理長自慢の「博多の味」を
 レストラン「あざれあ」でご堪能ください。

☆ご予約は2名様から承ります。

☆お部屋は2名1室ツイン・ダブルをお選びいただけます。

☆ご予約は3日前までとさせていただきます。



ボランティアの観光ガイドが、ガイドブックでは伝わらない福岡・博多の魅力をご案内いたします(「博多情緒めぐり」所要時間:約2時間)。詳しくは、フロントまでお問い合わせください。
 ※ガイド1名につき、1,000円の観光ガイド料が必要になります。

写真提供:福岡県観光連盟



ツインルーム(イメージ)



夕食(イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代)
 (福岡空港・JR「博多」駅から徒歩で「天神」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-fukuoka.com>

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております!

■ 融資金利表 (平成24年9月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.4	0.8	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.5	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金(据置期間を含めて最大20年)・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp